

占 用 廃 止 届

年 月 日

滋 賀 県 知 事

様

申請者 住 所

氏 名

{ 連絡先

TEL
担当者 }

下記のとおり、河川法第26条第1項の規定に基づき許可を受けて設置していた工作物の用途を廃止しましたので、同法第31条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 許可年月日および許可番号 年 月 日 滋賀県指令 第 号
- 2 河 川 の 名 称 水系一級河川
- 3 占 用 目 的
- 4 占 用 場 所
- 5 占 用 面 積
- 6 占 用 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 7 廃 止 年 月 日 年 月 日
- 8 廃 止 の 理 由

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の設置にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。